

平成21年度第6回役員会議事要旨

| | |
|-----|----------------------------|
| 日時 | 平成21年7月27日(月)15時30分～16時09分 |
| 場所 | 学長室 |
| 出席者 | 山本学長, 和田理事, 大矢理事, 中村理事 |
| 欠席者 | なし |
| 陪席者 | 池田監事, 土橋監事, 奥田副学長, 齊藤事務局長 |

議事に先立ち, 事前に配付した前回(平成21年6月22日)開催の平成21年度第5回役員会の議事要旨の確認が行われた。

協 議 事 項

1. 平成21年度後期分授業料免除可能枠の拡大について

学長から, 平成21年度後期分授業料免除可能枠の拡大について, 提案がなされた。続いて, 内容について, 事務局(財務課長及び学務課長)から, 審議資料1に基づき, 説明がなされた。

【財務課長説明要旨】

- ・平成21年度前期授業料免除申請状況等については, 免除希望者及び全額免除対象者が多くなったため, 半額免除者数が増加し, 全額免除者が減少した。平成20年度前期と平成21年度前期を比較すると, 平成20年度前期免除希望者数が298名に対して, 平成21年度が344名に達し, 46名の増加となった。一方で, 平成20年度前期全額免除者数は64名なのに対して, 平成21年度前期が4名となり, 60名分減少した。半額免除者数については, 平成20年度前期が154名に対して, 平成21年度前期が272名となり, 118名分増加した。
- ・今年度の後期分授業料の免除については, 前期分の本学の免除実績や他大学の動向を踏まえ, また, 昨今の景気情勢などを勘案し, 従来から運営費交付金で措置されている自己収入に対しての5.8%の枠の他に, 自己財源により0.7%を上乗せし, 計6.5%の枠で免除を実施することにしたい。
- ・上積0.7%の実施により, 昼間コースで換算すると, 半額免除者から全額免除者に切り替わる人数は, 31名に増加することになる。

【学務課長説明要旨】

- ・今後の授業料免除にかかる日程については, 先ず本日開催の役員会にて, 授業料免除可能枠の0.7%上積みの方針について協議を行い, 決定する。
- ・本件については, 本学の経営に関わることなので, 9月28日に開催される経営協議会及び役員会において, 0.7%上積みすることを議決する。
- ・10月上旬に開催される学生委員会において, 休学・退学関連の審議を行い, 0.7%上積みが決定したことについて, 説明する。
- ・後期分の授業料免除申請については, 7月6日から受付を開始しており, 10月9日を学内締切りとしている。その後, 学務課において, 書類審査や家計基準計算, 成

績基準を確認し，会議資料を作成することになる。

・また，11月上旬に開催される学生委員会において，上積み分の配分方法について，意見聴取を行う。

・11月9日（月）に開催が予定されている五者懇談会においては，学務課から0.7%上積みの資料（財務課と調整済み）を提示し，さらに上積みが必要か検討を行い，学生委員会の意見を踏まえ，配分方針を決定する。

・11月16日（月）に開催される予定の経営協議会及び役員会において，配分方法を議決する。

・11月25日頃に開催される学生委員会において，授業料免除者を決定する。

次に，学長から補足説明がなされた。

【学長説明要旨】

・授業料免除については，最初に半額免除者を決定してから，残りの財源により，全額免除者を決定する。今年度前期の授業料免除については，申請者が大幅に増加し，史上最多の398名（授業料徴収猶予申請者を含む）となった。

・今年度の授業料免除を決定した結果，昨年前期に比べて半額免除者が大幅に増加し，逆に全額免除者が1桁台に減少した。

・今年度後期の授業料免除について，全額免除者を増やすことを目的に，従来の授業料免除枠の5.8%に，自己財源0.7%を上乗せし，免除枠を6.5%に拡大することにしたい。試算では，昼間コースで換算すると，全額免除者が31名に増加することになる。

・なお，国立大学法人に移行後は，授業料については，標準額の20%の範囲内で大学が自主的に決定することができるようになったが，ほとんどの国立大学では，標準額が採用されている。また，最近の経済情勢の悪化を踏まえて，国立大学協会は，国に対して，授業料標準額の値下げを要望しているところである。

・後期の授業料免除申請者が予想以上に増加した場合には免除枠を再検討する必要があるが，現時点では免除枠を6.5%として対応することにしたい。

続いて，質疑応答等が行われた。

【主な内容等】

・授業料の半期分の金額はいくらか。

・昼間コースの半期分の授業料で，約270,000円である。

・授業料免除の効果は，奨学金の月額50,000円相当に値することになる。

・現在の経済状況から推察すると，今後，授業料免除の申請は増加するものと思われ，免除枠を6.5%に拡大しても，対応しきれない可能性が高い。

・通常の免除枠5.8%については，国立大学の時代から，授業料徴収不能分として，明確に措置されているものである。

・授業料免除に関連して，国立大学協会では，給付型の奨学金制度を要求しているところである。

・授業料免除における家計基準と成績基準について，教えてほしい。

・家計基準については、複雑な計算式を用いて計算するものであり、計算の結果、マイナスになった者が免除対象者となる。成績基準については、学業成績に応じて、免除申請者の足りに用いられる。アルバイト等のため講義を受講できないことにより、結果として成績が不振になった者については、現行の基準では、残念ながら救済することが難しい。

・免除枠を拡大することについては、大学の自己収入にも限界があるので、一定の歯止めは必要だと考える。

・財団法人小樽商科大学後援会からの助成により、「小樽商科大学緑丘奨励金」という奨学金制度がある。この制度は、学部学生及び大学院学生で、1年次における学業成績が秀でている2年次生に対して支給されるものであり、返還は要しないものである。給付については、学部学生一人当たり100,000円で10名、大学院生が一人当たり50,000円で各専攻1名で計2名となっている。

・就労制限によりアルバイトを規制されている留学生についても、何らかの支援を検討する必要がある。

質疑応答後、審議が行われ、原案どおり、平成21年度後期分の授業料免除可能枠を拡大するという方針が決定した。

承認後、学長より、本件については、本学の経営に関することであるため、9月28日(月)開催予定の経営協議会及び役員会に附議する旨、説明がなされた。

報 告 事 項

1. 第二期中期目標・中期計画(素案)の一部修正について

学長から、第二期中期目標・中期計画(素案)の一部修正について、報告資料1に基づき、報告が行われた。

【学長報告要旨】

・第二期中期目標・中期計画の素案については、平成21年6月22日開催の役員会で承認されたところであるが、文部科学大臣名通知「国立大学法人の組織及び業務全般の見直し」に従い、素案の内容を見直した結果、素案を一部修正することとした。

・報告資料1については、学生支援に関する目標及び計画であるが、文部科学省から示された見直し案において、「経済的に困窮している学生等に対する支援の充実や、雇用情勢への対応を含めた就職支援の取組など学生支援機能の強化に努めることとする。」との指示があったことから、中期計画「 - オ 学生への経済的支援を充実させる。」を追加した。

・以上が素案の一部修正内容となるが、本来であれば、中期目標・中期計画の修正については、役員会の審議事項であるが、素案の提出期限は6月30日であったため、学長の責任において、修正した素案をすでに文部科学省に提出しているため、本件については報告事項とさせていただいた。

本報告に関連して、委員から意見等が述べられた。

【主な意見等】

- ・学生への経済的支援については、先ほどの協議事項であった授業料免除枠の拡大の他に、大学院生については、TAやRAの採用枠の拡大を考えている。学部生については、別な形での支援を検討したい。
- ・学部生をキャンパス内で雇用できないか。
- ・学部生については、附属図書館でアルバイトとして雇用しているところである。また、昼間コースから夜間主コースへのコース変更制度もあるので、日中、学生が働くことも可能である。
- ・他大学では、入学料免除制度、授業料の徴収猶予制度、授業料の月割分納制度等が検討されている。

2. 平成21年度下半期(10月～3月)役員会等の開催日程について

学長から、平成21年度下半期(10月～3月)役員会等の開催日程について、報告資料2に基づき、報告が行われた。

3. その他

1) 小樽商科大学ビアパーティー2009の開催について

学長から、大学開放事業の一環として、小樽商科大学ビアパーティー2009を8月6日(木)17時30分から開催するので、理事、監事ともに参加願いたい旨、依頼がなされた。

2) 潮ねりこみへの参加について

学長から、今回で19回目の参加となる潮ねりこみについては、108名の教職員・学生が参加し、潮ねりこみコンテストの結果、初の優勝であった旨、報告がなされた。

3) 次回の役員会について

学長から、次回の役員会については、9月28日(月)経営協議会終了後に開催する予定である旨、発言がなされた。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以上